

京都市交通局管理規程第20号

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を次のように改正する。

別表中

「

車掌の乗務	運輸規則第15条に基づき、定期観光路線の運行は、車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他の非常の事態の発生した場合は、上司の指示に従うものとする。
-------	--

」

を

「

車掌（運輸規則第51条第1号から第4号までに規定された業務を行う者をいう。以下同じ。）の乗務	運輸規則第15条各号のいずれかに該当する場合は、車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他の非常の事態の発生した場合は、上司の指示に従うものとする。
--	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)